

司法修習貸与金（仮称）

司法修習生は、その修習期間中、国から一定額の貸付けを受けることができるものとする。

返還は、修習終了から一定期間（例えば、10～20年間）の年賦（繰上げ返済も可能）とし、各返還期限の到来までは無利息とする。ただし、正当な理由がなくて返還期限までに返還しなかったときは、返還までの遅延利息を支払わなければならないものとする。

返還免除

- ・死亡又は精神若しくは身体の障害により返還することができなくなったときは、返還未済額の返還を免除することができるものとする。
- ・その他（例えば、司法ネットの職務に一定年数以上専従した場合など）

返還猶予

- ・災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することが困難であると認められる場合には、返還を猶予することができるものとする。
- ・その他（免除対象となる職に在職中の場合など）

旅費（実務修習地と司法研修所との往復など）を支給するものとする。

その他（貸付け及び返還に関する手続的事項）